

別紙第1号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

[会計検査院事務総長]が 第 号（ 年 月 日付け）をもって行った開示決定等を不服として提起された審査請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 審査請求に係る行政文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付資料	資料1 行政文書開示請求書 (写し) 資料2 開示決定等の通知書 (写し) 資料○ 開示の実施に係る行政文書 (写し) 資料○ 審査請求書 (写し) 資料○ (その他参考資料)

別紙第2号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

[会計検査院事務総長]が 第 号（ 年 月 日付け）をもって行った開示決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第105条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付資料	資料1 保有個人情報開示請求書(写し) 資料2 開示決定等の通知書(写し) 資料○ 開示の実施に係る行政文書(写し) 資料○ 審査請求書(写し) 資料○ (その他参考資料)

別紙第3号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

[会計検査院事務総長]が 第 号（ 年 月 日付け）をもって行った訂正決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第105条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付資料	資料1 保有個人情報訂正請求書(写し) 資料2 訂正決定等の通知書(写し) 資料○ 保有個人情報が記録された行政文書(写し) 資料○ 審査請求書(写し) 資料○ (その他参考資料)

別紙第4号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

[会計検査院事務総長]が 第 号（ 年 月 日付け）をもって行った利用停止決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第105条第1項第1号及び第4号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付資料	資料1 保有個人情報利用停止請求書（写し） 資料2 利用停止決定等の通知書（写し） 資料○ 保有個人情報が記録された行政文書（写し） 資料○ 審査請求書（写し） 資料○ （その他参考資料）

別紙第5号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定による開示請求に係る不作為について提起された審査請求については、同法第19条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 開示請求に係る行政文書の名称	
2 開示請求の日付	
3 補正に要した日数等	(1) 補正を求めた場合の補正に要した日数 (2) 開示決定等までの期間を延長した場合の開示決定等の期限 (3) 開示決定等の期限の特例が適用された場合の残りの行政文書について開示決定等をする期限
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付資料	資料1 行政文書開示請求書 (写し) 資料2 審査請求書 (写し) 資料○ (その他参考資料)

別紙第6号書式

第 号
令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名 印

諮問書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定による開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定による利用停止請求〕に係る不作為について提起された審査請求については、同法第105条第1項第1号及び第2号〔第3号、第4号〕のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付	
3 補正に要した日数等	(1) 補正を求めた場合の補正に要した日数 (2) 開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕までの期間を延長した場合の開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限 (3) 開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限の特例が適用された場合の残りの保有個人情報について開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をする期限
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付資料	資料1 保有個人情報開示請求書〔保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書〕(写し) 資料2 審査請求書(写し) 資料〇 (その他参考資料)

別紙第7号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

諮問事件に係る諮問番号及び事件名について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号により会計検査院長〔貴職〕から会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問のあった審査請求に係る諮問事件については、下記のとおり諮問番号及び事件名を定めましたので通知します。

記

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号
事 件 名：何々

〔公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。〕

別紙第8号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

諮問番号 [事件名] の変更について (通知)

令和 年 月 日付け 検審第 号により通知した下記1の諮問事件に係る諮問番号 [事件名] については、これを下記2のとおり変更することとしましたので通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号 [(変更前)] : 令和 年 (情 [個]) 諮問第 号
事 件 名 [(変更前)] : 何々
- 2 変更後の諮問番号 [事件名]
令和 年 (情 [個]) 諮問第 号 [何々]

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第9号書式

検審第 号
令和 年 月 日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕に係る
行政文書〔保有個人情報〕の提示の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、下記2の開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕に係る行政文書〔保有個人情報〕の提示を求めますので、下記3のとおり当審査会に提示してください。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号
事 件 名：
- 2 提示を求める行政文書〔保有個人情報〕
何々（上記1の諮問事件に係る行政文書〔保有個人情報〕）
- 3 提示を求める日時及び場所
 - ① 日時
令和 年 月 日 時から
 - ② 場所

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

資料の作成及び提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第9条第3項の規定により、下記2の行政文書に記録されている情報〔保有個人情報に含まれている情報〕の内容を、下記3の方法により分類又は整理した資料の作成を求めますので、下記4のとおり当審査会に提出してください。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号
事 件 名：

2 行政文書〔保有個人情報〕

何々（上記1の諮問事件に係る行政文書〔保有個人情報〕）

3 分類又は整理の方法

別添作成要領のとおり

4 資料の提出期限等

① 提出期限

令和 年 月 日

② 提出方法

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

また、提出された資料は、準用審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、準用審査会設置法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することがありますので、その適否についての貴職の意見を別紙「提出する資料の取扱いについて」に記入し、資料に添付してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

提出する資料の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

会計検査院長名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する資料(令和 年 月 日付け 第 号)を、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、同法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することは、

- 差支えない
- 適當ではない
- 下記の部分を除き差支えない

(適當ではない部分 (全部の場合は「全部」と記入))

(適當ではない理由)

別紙第 1 1 号書式

検審第 号
令和 年 月 日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書の提出の求めについて

下記 1 の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第 19 条の 4 の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第 9 条第 4 項の規定により、当該諮問事件に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等、開示請求に係る不作為、訂正請求に係る不作為、利用停止請求に係る不作為〕についての貴職の意見を記載した意見書の提出を求めますので、下記 2 のとおり当審査会に提出してください。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事 件 名：

2 意見書の提出期限等

① 提出期限

令和 年 月 日

② 提出方法

任意の書式により作成した意見書を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

また、提出された意見書は、準用審査会設置法第 9 条第 4 項の規定により鑑定に供すること、準用審査会設置法第 13 条第 1 項の規定によりその写しを送付すること又は同条第 2 項の規定により閲覧に供することがありますので、その適否についての貴職の意見を別紙「提出する意見書の取扱いについて」に記入し、意見書に添付してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

提出する意見書の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

会計検査院長名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書(令和 年 月 日付け 第 号)を、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、同法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することは、

- 差支えない
- 適當ではない
- 下記の部分を除き差支えない

(適當ではない部分 (全部の場合は「全部」と記入))

(適當ではない理由)

別紙第 1 2 号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書の提出の求めについて

下記 1 の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第 19 条の 4 の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第 9 条第 4 項の規定により、当該諮問事件に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等、開示請求に係る不作為、訂正請求に係る不作為、利用停止請求に係る不作為〕についてのあなたの意見を記載した意見書の提出を求めますので、下記 2 のとおり当審査会に提出してください。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事 件 名：

2 意見書の提出期限等

① 提出期限

令和 年 月 日

② 提出方法

任意の書式により作成した意見書を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

また、提出された意見書は、準用審査会設置法第 9 条第 4 項の規定により鑑定に供すること、準用審査会設置法第 13 条第 1 項の規定によりその写しを送付すること又は同条第 2 項の規定により閲覧に供することがありますので、その適否についてのあなたの意見を別紙 1 「提出する意見書の取扱いについて」に記入し、意見書に添付してください。

なお、意見書の提出を希望しない場合は、別紙 2 に必要事項を記入し、提出してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙1)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

提出する意見書の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

氏名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書(令和 年 月 日付け)を、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、同法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することは、

- 差支えない
- 適當ではない
- 下記の部分を除き差支えない

(適當ではない部分 (全部の場合は「全部」と記入))

(適當ではない理由)

(別紙2)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

意見書の不提出について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

氏名

本件諮問事件については、意見書を提出することを希望しないので、その旨を回答する。

別紙第13号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書 [資料] の提出の求めについて

下記1の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第9条第4項の規定により、下記2の意見書 [資料] の提出を求めますので、下記3のとおり当審査会に提出してください。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号
事 件 名：

2 提出を求める意見書 [資料]

何々

3 意見書等の提出期限等

① 提出期限

令和 年 月 日

② 提出方法

任意の書式により作成した意見書 [資料。既存の資料の場合は上記2の資料] を、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

また、提出された意見書 [資料] は、準用審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、準用審査会設置法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することがありますので、その適否についてのあなた [貴職] の意見を別紙1「提出する意見書 [資料] の取扱いについて」に記入し、意見書 [資料] に添付してください。

なお、意見書 [資料] の提出を希望しない場合は、別紙2に必要事項を記入し、提出してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

(別紙1)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

提出する意見書 [資料] の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

氏名

[会計検査院長名]

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書 [資料] (令和 年 月 日 付け [第 号]) を、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により鑑定に供すること、同法第13条第1項の規定によりその写しを送付すること又は同条第2項の規定により閲覧に供することは、

- 差支えない
- 適當ではない
- 下記の部分を除き差支えない

(適當ではない部分 (全部の場合は「全部」と記入))

(適當ではない理由)

(別紙2)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

意見書 [資料] の不提出について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

氏名

[会計検査院長名]

本件諮問事件については、[改めて] 意見書 [資料] を提出することを希望しないので、その旨を回答する。

別紙第14号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により、下記2の事項について下記3の日時・場所において口頭での説明を聴取しますので、出席してください〔下記4の職員を出席させてください〕。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号
事 件 名：
- 2 口頭説明を求める事項
- 3 口頭説明の聴取の日時及び場所
 - ① 日時
令和 年 月 日 時から
 - ② 場所

[4 出席を求める者]

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴職〕は、下記 1 の諮問事件について、会計検査院法第 19 条の 4 の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第 10 条の規定により、当審査会に対し、口頭で意見を述べるすることができます。

口頭意見陳述を希望する場合は、下記 2 に従い、その旨の申立てを行ってください。

なお、当審査会が必要がないと認めるときは、口頭意見陳述は認められないことがありますのでご承知おきください。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事 件 名：

2 申立ての方法

口頭意見陳述を希望する場合は、別紙 1 「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、令和 年 月 日までに、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

なお、口頭意見陳述を希望しない場合は、別紙 2 に必要事項を記入し、令和 年 月 日までに提出してください。

〔公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。〕

(別紙1)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

口頭意見陳述申立書

令和 年 月 日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

住 所
氏 名
電話番号

又は会計検査院長名

会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第10条の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

- 1 口頭意見陳述を希望する。

- 2 準用審査会設置法第10条第2項の規定による補佐人の同伴の申立て〔審査請求人又は参加人宛ての場合のみ〕
 - ① 補佐人の同伴を必要とする理由

 - ② 補佐人の住所、氏名等
(住所)
(氏名)
(職業)
(電話番号)

※ 別添の「記入の際の留意事項」をご参照ください。〔審査請求人又は参加人宛ての場合のみ〕

(別添)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 口頭意見陳述を実施する日時は、別途調整させていただきます。

ウ 口頭意見陳述を実施する場所は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室を予定しています。

エ 2は補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

オ 2①の「補佐人の同伴を必要とする理由」には、例えば、「口頭意見陳述の内容が法律の解釈にまで及ぶ予定であるが、その内容の明確性及び完全性を期するため法律的知識を有する補佐人に陳述の補足をしてもらふ必要がある。」など、できるだけ具体的に記入してください。

(別紙2)

(令和 年 (情 [個]) 諮問第 号)

口頭意見陳述について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和 年 月 日

氏名

[会計検査院長名]

本件諮問事件については、口頭意見陳述を希望しないので、その旨を回答する。

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

口頭意見陳述の承認について（通知）

令和 年 月 日付け [第 号] であなた [貴職] から申立てのあった口頭意見陳述については、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号
事 件 名：

2 口頭意見陳述の日時及び場所

① 日時

令和 年 月 日 時から 時まで

② 場所

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室

3 補佐人の同伴[審査請求人又は参加人から申立てがあった場合のみ]

[許可する場合]

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）

[許可しない場合]

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

※ 口頭意見陳述の実施の際は、必ずこの通知書を持参してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第17号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

口頭意見陳述の不承認について（通知）

令和 年 月 日付け [第 号] であなた [貴職] から申立てのあった口頭意見陳述については、下記2の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号
事 件 名：
- 2 口頭意見陳述を承認しないこととした理由

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第18号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書又は資料の提出期限について（通知）

下記1の諮問事件について、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定により、今後、意見書又は資料を提出される場合の提出期限を下記2のとおり〔改めて〕定めましたので通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事 件 名：

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和 年 月 日

② 〔改めて〕提出期限を定める理由

〔公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。〕

別紙第19号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書 [資料] の写しの送付について

下記1の諮問事件について、会計検査院長 [審査請求人、参加人] から当審査会に対して下記2の意見書 [資料] が提出されましたので、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定により、別添のとおり、その写しを送付します。

[なお、この意見書 [資料] のうち下記3の部分については、下記4の理由により写しの送付が適当ではないため、写しの送付の対象から除いております。]

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年 (情 [個]) 諮問第 号
事 件 名：

2 当審査会に提出された意見書 [資料]

[3 写しの送付の対象から除いた部分]

[4 上記3の部分について写しの送付が適当ではないとした理由]

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書〔資料〕の写しの送付について（通知）

下記1の諮問事件についてあなた〔貴職〕から当審査会に対して提出された下記2の意見書〔資料〕については、令和 年 月 日付けの「提出する意見書〔資料〕の取扱いについて」により、〔下記3の部分を〕会計検査院長〔審査請求人、参加人〕にその写しを送付することは適当ではない旨の回答をあなた〔貴職〕から得ておりますが、当審査会において、これ〔下記4の部分〕を送付することが適当であると判断し、その〔当該部分を含む意見書〔資料〕〔の一部〕の〕写しを送付しましたので通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事件名：

2 当審査会に提出された意見書〔資料〕

〔3 写しの送付は適当ではないとあなた〔貴職〕から回答のあった部分〕

〔4 上記3のうち写しを送付した部分〕

3 〔5〕 〔上記4の部分について〕写しの送付が適当であると判断した理由

〔公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。〕

別紙第 2 1 号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書 [資料] の写しの不送付について (通知)

下記 1 の諮問事件について会計検査院長 [審査請求人、参加人] から当審査会に対して下記 2 の意見書 [資料] が提出されましたが、下記 3 の理由によりその写しの送付を行わないこととしましたので通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：令和 年 (情 [個]) 諮問第 号
事 件 名：
- 2 当審査会に提出された意見書 [資料]
- 3 写しの送付を行わないこととした理由

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 

意見書〔資料〕の閲覧の承認について（通知）

令和 年 月 日付け〔第 号〕であなた〔貴職〕から請求のあった意見書〔資料〕の閲覧については、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

〔なお、この意見書〔資料〕のうち下記4の部分については、下記5の理由により閲覧に供することが適当ではないため、閲覧の対象から除いております。〕

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号
事件名：

2 当審査会に提出された意見書〔資料〕

3 閲覧の方法

①期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

②場所

会計検査院情報公開・個人情報保護窓口

[4 閲覧の対象から除いた部分]

[5 上記4の部分について閲覧に供することが適当ではないとした理由]

※ 閲覧の実施の際は、必ずこの通知書を持参してください。

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第23号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

意見書〔資料〕の閲覧の承認について（通知）

下記1の諮問事件についてあなた〔貴職〕から当審査会に対して提出された下記2の意見書〔資料〕については、令和 年 月 日付けで会計検査院長〔審査請求人、参加人〕から、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第2項の規定による閲覧の請求がありました。

当該意見書〔資料〕については、あなた〔貴職〕から令和 年 月 日付けの「提出する意見書〔資料〕の取扱いについて」により、〔下記3の部分〕を会計検査院長〔審査請求人、参加人〕の閲覧に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当審査会において、これ〔下記4の部分〕を閲覧に供することが適当であると判断し、これを〔当該部分を含む意見書〔資料〕〔の一部〕を〕閲覧に供することを承認しましたので通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号

事 件 名：

2 当審査会に提出された意見書〔資料〕

〔3 閲覧に供することは適当ではないと回答のあった部分〕

〔4 上記3のうち閲覧に供することを承認した部分〕


3 〔5〕 〔上記4の部分について〕閲覧に供することが適当であると判断した理由

〔公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。〕

別紙第24号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 

意見書〔資料〕の閲覧の不承認について（通知）

令和 年 月 日付け〔 第 号〕であなた〔貴職〕から請求のあった意見書〔資料〕の閲覧については、下記3の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：令和 年（情〔個〕）諮問第 号
事 件 名：
- 2 当審査会に提出された意見書〔資料〕
- 3 閲覧を承認しないこととした理由

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第25号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

諮問事件の手続の併合について（通知）

下記1の諮問事件の手続は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により併合しましたので通知します。

なお、今後、諮問番号及び事件名を下記2のとおり表記しますので、ご承知おきください。

記

1 諮問事件

諮問番号	事件名	(審査請求人氏名)
令和 年 (情 [個]) 諮問第 号		
令和 年 (情 [個]) 諮問第 号		
:	:	:
:	:	:

2 併合後の諮問番号等の表記

諮問番号：令和 年 (情 [個]) 諮問第 号外 件

事件名：

[審査請求人氏名を記載することが不適當な場合があるなど、通知内容は、併合される事件により異なり得る。]

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第26号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

諮問事件の手続の分離について（通知）

令和 年 月 日付け 検審第 号により併合した旨を通知した下記の諮問事件の手続は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により分離しましたので通知します。

なお、今後、諮問番号及び事件名は、それぞれ併合前の名称により表記しますので、ご承知おきください。

記

（諮問事件）

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号外 件


事 件 名：

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第27号書式

検審第 号
令和 年 月 日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 

諮問に対する答申について

下記の諮問事件について別紙のとおり答申します。

記

(諮問事件)

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号

事 件 名：

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第28号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

答申書の写しの送付について

下記の諮問事件について、令和 年 月 日に会計検査院長宛て答申しましたので、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定により、別添のとおり、答申書の写しを送付します。

記

(諮問事件)

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号

事 件 名：

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第29号書式

検審第 号
令和 年 月 日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 

答申書の更正について（通知）

下記の諮問事件に係る令和 年 月 日付け答申について、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第26条の規定により、別紙のとおり更正しましたので通知します。

記

（諮問事件）

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号

事 件 名：

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]

別紙第30号書式

検審第 号
令和 年 月 日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名 印

答申書の更正について（写しの送付）

下記の諮問事件に係る会計検査院長宛て令和 年 月 日付け答申について、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第26条の規定により、 年 月 日に更正し、会計検査院長に通知しましたので、その写しを送付します。

記

（諮問事件）

諮問番号：令和 年（情 [個]）諮問第 号

事件名：

[公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。]